

2021年2月9日

伊豆メガソーラーパーク合同会社 御中

伊東市長 小野達也

確 約 書

当職は、伊豆メガソーラーパーク合同会社が伊東市で計画している太陽光発電事業（以下「当該事業」という）に関し、事業遅延により発生する関係者の損失を最小限とするため、下記の項目について確約します。

1. 当該事業が地域住民の安全を担保し、速やかに実現できるよう、現在申請中の宅地造成等規制法に基づく変更許可申請の審査について、他の事業者と分け隔てなく、迅速に対応をするものとします。
2. 河川占用不許可処分については、現在係属する訴訟（東京高等裁判所令和2年（行コ）第129号）において東京高等裁判所により控訴棄却判決が出た場合、所定の手続きの後、速やかに伊豆メガソーラーパーク合同会社の河川占用許可申請を許可するものとします。
3. 現在係属する訴訟（東京高等裁判所令和2年（行コ）第129号）の判決確定後、その結果について、経済産業省に報告するものとする。

以 上